121

群馬大学社会情報学部研究論集 第28巻 121-137頁 2021

【研究ノート】

長野県の竜丘村と滋野村を事例とした 初期公民館の館報と戦前地域メディアの接続

— その1 竜丘村の事例 —

森谷 健

地域社会学研究室

The connection between the newsletter of the early public hall and the prewar local community media in the case of Tatsuoka Village and Shigeno Village in Nagano Prefecture Part1 Tatsuoka village

MORIYA Takeshi

Commnity Sociolgy

Abstract

This paper is the first half of the paper which examines how the public hall newsletter of the early public hall is connected to the prewar local community media in the case of Tatsuoka Village and Shigeno Village in Nagano Prefecture.

In Tatsuoka and Shigeno, local community media were published by local residents, especially young people, before the war. It will be discontinued due to the wartime regime.

During the postwar democratization, a public hall was set up and a public hall newsletter was issued, but there are differences in the issuing systems in Tatsuoka and Shigeno.

From these cases, it is clarified that the business of editing and publishing the local community media of residents from the early Showa period to 1940 will continue after the war, while being linked to national policies, especially social education (out-of-school education) and public hall policies.

In this paper, it is revealed that in Tatsuoka village, the pre-war local community media publishing led to the publication of the post-war public hall newsletter.

キーワード:地域メディア、市民編集、公民館報、時報

はじめ

日本における地域メディアの市民編集の議論、または地域住民による「メディア活動」(浅岡隆裕) の議論を、歴史的に展開することは可能であろう。筆者は、その文脈において、長野県で発行されて いた(いる)地域社会の紙メディアについて論じてきた。

拙稿(森谷、2020)と重複するが、まず、本稿でも取り上げる「時報」についておさえておこう。 長野県で発行されていた紙メディアの一つに時報があるが、小平千文は、時報を次のように捉えている(小平、2001、177)。

「時報」は、新聞というマスメディアの一類であろうが、特別な定義はあたえられていないと思われる。国語辞書的な解釈では、「その時々の出来事などの報知。またはそれを掲載する雑誌類」(広辞苑)と説明されている。

商業新聞と異なる点は、利益追及を主導するのではなく、発行主の業界や事業体、商業会議所という限定された範囲で、系統的・重点的に、情報を提供するということである。 発行形態は、ほとんどが特定日や旬刊、月刊で、「日々の出来事」の報道ではないが、これもまた有力なマスメディアの一つであることに変わりはない。

本稿も、基本的に(1)小平の捉え方を踏襲する。

また、小平は、「時報」発行の編年史を 1919 年頃から 1933 年頃を第 1 段階とし、戦後を第 2 段階 として上で (小平、2001、183) 、次のように述べている。

第二段階は、戦後復興から新生日本を築きあげようとする熱気をいち早く意思表示したものであった。社会教育法による公民館活動に『時報』発行が委ねられるまで、平和を自村から追求する機関として発行された。(小平、2001、183)

一九四六 (昭和二四) 年の社会教育法により、公民館が法的に整備されたことから、『時報』発行の編集を公民館に移行する動きが出てきた。 (小平、2001、189)

このように、「時報の戦後」について小平は、時報発行が公民館活動に委ねられ、編集作業が公民館に移行したと捉えている。

同様に、『長野県社会教育史』でも、「文化団体や青年団・壮年団・村当局の発行してきた新聞を公民館が継承した例が【公民館設置の】初期には多かった」(【 】は筆者)としている(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、388)。

これを踏まえ本稿は、二つの疑問を提示する。戦前の時報が公民館報に引き継がれたのはなぜなのか。戦前の時報が公民館報に引き継がれなかった事例があるが、それはなぜなのか。

これらを地域メディアの住民編集の観点から議論するため、長野県下伊那郡竜丘村の「竜丘時報」 と長野県小県郡滋野村の「滋野時報」を取り上げる。これらの事例から、昭和初期から1940(昭和15)

¹ 小平は、この論文において、その対象となる時報を青年会発行のものに限定して議論を行なっている。 筆者はその限定には沿わないが(森谷、2020)、本稿および「その2」で取り上げるのは結果的に青年会 発行の時報である。

年までの地域住民の地域メディアを編集し発行する営為が、戦後、国家の施策、特に社会教育・公民 館施策と絡みつつ、継続することを明らかにする。

本稿「その1 竜丘村の事例」では「竜丘時報」を、「その2 滋野村の事例」では「滋野時報」 を論じる。

初期公民館における館報

1-1 文部次官通牒における初期公民館の館報

1-1-1 初期公民館

初期公民館の「初期」については、寺中構想・文部次官通牒から 1949 年の社会教育法までの時期と するのが一般的であろう。

たとえば、『社会教育<戦後日本の教育改革 第十巻>』では次のように記されている(碓井正久 編、1971、406)。

公民館の設置を勧奨した文部次官通牒が発せられた一九四六年七月から、社会教育法の制 定・公布をみる四九年(昭和二十四)六月までの三年間、公民館には設置その他にかんし てなんら法的根拠が与えられていない。ただ中央・都道府県あるいは占領軍当局より市町 村民の自主性にもとづく設置奨励の呼びかけがなされたにすぎなかった。

また、『日本近代教育百年史 第八巻 社会教育2』では次のように記されている(国立教育研究 所、1974、904-5)。

次官通牒・寺中構想にもとづく初期公民館活動の段階から、一九四九年社会教育法制定に ともなう公民館の法的制度化によって、公民館史は第二の段階を迎える。

1-1-2 文部次官通牒における公民館報

では、文部次官通牒(別紙「公民館運営の要綱」を含む。以下、「文部次官通牒」)では、公民館 報はどのように位置付けられているだろうか。この「文部次官通牒」の中に「公民館報」の文字は見 られない。「公民館編成」と「公民館の事業」の例示として、教養部、図書部、産業部、集会部が挙 げられ、その事業内容が提示されているが、公民館報編集・発行に係る「広報部」や「編集部」は挙 げられていない。関連する項目としては、「公民館の事業」の「其の他の事業」の中で「上各部の活 動の外下の事業も行ふこと」として「啓蒙的新聞、パンフレット等を作製領布すること。」が示され ているだけである。では、啓蒙の内容とは何だろうか。文部次官通牒の別紙「公民館運営の要綱」に 掲げられた諸点、特に「公民館の趣旨及目的」に掲げられた「すべての国民が豊かな文化的教養を身 につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うこと」、「平和的産業を 興し、新しい民主日本に生れ変ること」と考えてよいだろう。

1-2 長野県における初期公民館の館報

1-2-1 長野県における初期公民館の設置

まず、長野県における公民館設置の経緯について、『長野県社会教育史』からまとめてみる。

1945 (昭和20) 年12月10日に、長野県は、「新しい民主的日本を建設するために、ますます社会教育の重要性が加えられてきた状勢に鑑みて」(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、272) 「社会教育振興に関する件依命通牒」を市町村向けに発している。1945 (昭和20) 年9月15日に「新日本建設ノ教育方針」が出されて3ヶ月後である。

1946 (昭和 21) 年 4 月時点で、「長野県は公民館設置を進める構想をもっていたことが知られる」とされる (社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、291)。「このこと【公民館設置構想】については、長野県の古川事務官が、文部省寺中社会教育課長から示されたものによって、立案したものであったという」(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、292 【 】内は筆者)。『長野県社会教育史』によれば、「文部省が公民館の構想を公の席上で発表したのは昭和二十一年四月二十四日、東京女子高等師範学校で開催された文部省主催の『公民教育指導者講習会』であった」(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、292)。そして、同年7月5日に「文部次官通牒」が発せられる。

つまり、長野県は、1945年中には社会教育の重要性を認識し、文部省によって公民館設置の構想が明らかにされる以前に寺中作雄と接触し、公民館設置構想をまとめていたことになる。

さらに『長野県社会教育史』によれば、1946(昭和21)年9月9日には、長野県は市町村に向けて「町村公民館の設置並びに運営について」を通牒し、同年10月には「社会教育協議会」を13会場で開催している。これを契機として13地域に「公民館設置推進協議会」が結成された。そして、長野県で最初の公民館が西筑摩郡吾妻村(現、南木曽町)妻籠公民館として設置された(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、293-302)。

翌年の1947 (昭和22) 年11月には、長野県は、長野市と松本市で「公民館運営協議大会」を開催 し、寺中作雄を招聘している(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、302)。

1949 (昭和24) 年度までの公民館設置状況を『長野県社会教育史』から作成すると以下となる。

	市町村数	公民館設置市町村数	公民館数
1946(昭和 21)年	383	10	12
1947(昭和 22)年	383	120	126
1948(昭和 23)年	*383	*285	285
1949(昭和 24)年	382	241	245

表 1 1949 (昭和 24) 年度までの公民館設置状況

(『長野県社会教育史』第85表と第86表から作成。*は第85表の数値を採用)

『長野県社会教育史』では、県内383市町村の中で、公民館を有する市町村の割合(設置率)は74.4% で、福岡県、佐賀県に次いで全国第3位(2)であったとしている(社会教育法施行三十周年記念誌編 集委員会、1982、376)。

このようにしてみると、長野県は戦後の社会教育の振興・公民館の設置について文部省の動きに即 応、場合によっては先取りする形で前向きに取り組み、一定の成果をあげたと言えるだろう。

1-2-2 長野県での公民館報・青年団報等の発行状況

表2では、長野県公民館運営協議会による『公民館運営の指針』(長野県公民館運営協議会、1951、 47) に掲載されたデータ及びそれらを再集計したものを整理した。

表 2 1950 (昭和 25) 年 11 月末の公民館報・青年団報等発行状況(『公民館運営の指針』の再集計) (ゴシック体は再集計したもの)

						市町村報を	公民館報を	青年団報を	公民館報発
			市町村報	公民館報	青年団報	発行してい	発行してい	発行してい	
	群市名	市町村数	発行の	発行の	発行市の				
			市町村数	市町村数	町村数	る町村の	る町村の	る町村の	た青年団報
						割合	割合	割合	発行
	南佐久	23	7	7	11	30. 4%	30. 4%	47. 8%	1. 57
	北佐久	27	13	4	9	48. 1%	14. 8%	33. 3%	2. 25
	小県	32	18	9	17	56. 3%	28. 1%	53. 1%	1. 89
	諏訪	20	4	6		20. 0%	30.0%		_
	上伊那	31	8	13	_	25. 8%	41. 9%	_	_
	下伊那	42	12	31	1	28. 6%	73. 8%	2. 4%	0. 03
	西筑摩	15	3	4	_	20. 0%	26. 7%	_	_
71 7.☆7	東筑摩	36	3	22	4	8. 3%	61. 1%	11. 1%	0. 18
郡寄	南安曇	16	6	8	2	37. 5%	50. 0%	12. 5%	0. 25
	北安曇	17	1	11	2	5. 9%	64. 7%	11. 8%	0. 18
	更級	25	1	13	1	4. 0%	52. 0%	4. 0%	0. 08
	埴科	17	3	7	2	17. 6%	41. 2%	11. 8%	0. 29
	上高井	14	6	7	_	42. 9%	50. 0%	_	_
	下高井	20	2	3		10. 0%	15. 0%	_	_
	上水内	27	4	19	2	14. 8%	70. 4%	7. 4%	0. 11
	下水内	10	2	2	_	20. 0%	20. 0%	_	_

^{2 『}長野県社会教育史』の第85表を読むと、公民館設置率は、福岡県、佐賀県、宮城県に次いで第4位 である。

1	部部	372	93	166	51	25. 0%	44. 6%	13. 7%	0. 31
	長野	1	1	1	_	100.0%	100.0%	_	_
	松本	1	1	_		100.0%			
市部	上田	1	1	_	_	100.0%	_	_	_
山坦)	飯田	1	1	_	_	100.0%	_	_	_
	諏訪	1	1	_	_	100.0%	_	_	_
	岡谷	1	1	_		100.0%	_	_	_
ī	市部	6	6	1	_	100.0%	16. 7%	_	_
1	全体	378	99	167	51	26. 2%	44. 2%	13. 5%	0. 31

郡部では 44.6%の町村が公民館報を発行している。これに対して市部では、長野市だけが発行する に留まっている。

郡部をみると、千曲川上流の南佐久郡、北佐久郡、小県郡で公民館報を発行する町村の割合が低く、青年団報発行の割合が高くなっている。

「公民館報発行を1とした青年団報発行」をみると、南佐久郡、北佐久郡、小県郡では、公民館報の発行に比して青年団報の発行が多く、逆に下伊那郡では公民館報の発行が非常に多くなっている。

なお、本稿で扱う竜丘村は下伊那郡に、拙稿「長野県の竜丘村と滋野村を事例とした初期公民館の 館報と戦前地域メディアの接続― その2 滋野村の事例 ―」(以下、「その2」と略)で扱う滋野 村は小県郡に、それぞれ立地している。

1-2-3 長野県における初期公民館の公民館報

1950 (昭和 25) 年 11 月末には、上記のように郡部では半数近い町村で公民館報が発行されていたが、その公民館報はどのような位置づけにあったのであろうか。

まず、「文部次官通牒」との関係をみる。「文部次官通牒」の長野県の普及・定着については、上田幸夫・千野陽一(1982)で述べられており、「ところで、長野県が移牒した『要綱』には他にみられない書き加えがあった。」とされている(上田・千野、1982、6)。

参考資料に示したように、たとえば、「文部次官通牒」でも公民館の運営に青年会の参加を奨励しているが、それ以上に長野県の「町村公民館の設置並びに運営について」では青年会の積極的協力を説いている。公民館運営に関与する団体として「文部次官通牒」が示している団体に加えて、長野県では、青年団体はもとより、婦人団、文化団体、労働団体、町内会などの地域住民組織を加えている。公民館長の選出についても、「文部次官通牒」では明示されていない公民館委員による選挙を明示している。さらに「又その場合【公民館を運営する人選を行う場合】新時代に相応しい新人が登場するよう、過去の考えに捉われないことが、肝要である。」(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、296 【 】は筆者)とも書き加えている。

しかしながら、1946(昭和21)年9月の長野県による「町村公民館の設置並びに運営について」に おける公民館報の位置づけは、「公民館の事業」の中の「その他の事業」として「啓発的新聞、パン フレット等を作製頒布すること。」(社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会、1982、299)となっ ており、文部次官通牒の「公民館設置運営の要綱」とまったく同じである。

1-2-4 『公民館運営の指針』における公民館報発行の意味と役割

既述の通り、「町村公民館の設置並びに運営について」では、公民館報の位置付けは文部次官通牒 と同じであったが、それから5年後の1951(昭和26)年に発行された長野県公民館運営協議会による 『公民館運営の指針』の「九、公民館報の編集」(長野県公民館運営協議会、1951、46)では、以下 のように語られている。長いが引用する。

一、館報の持つ意味

個人を尊重し、協力によって、より幸福な社会を築きあげようという「民主々義」の立 場から見て最も必要なことは、お互同士がよく理解しあうことである。理解のないところ に尊重しあうということは到底考えられないからである。と同様に個人の集りであるとこ ろのお互の社会を明るく気持の良いものにしようというには、社会人であるお互が、自分 の属している社会の本当の姿を知り、その社会の様々な動きを、常に正しく知っているこ とが、どんな場合にも必要になってくる。そういう意味で、「民主々義の実現は、まづ知 ることから」といって差支えないであろう。

市町村などに於て市町村報を出したり、青年団や婦人団体が団報とか会報を出し、公民 館に於て公民館報を出すのも全てそのためであって、そこに公民館報の持つ大きな意味が あるのである。

二、公民館報の主要な役割

公民館報は、その市町村のありのままの姿を正直に知らせて、市町村民の生活に関係ふ かい知識と情報とを親切に紹介しなくてはならない。

公民館報は、必要に応じて国家・県ならびに市町村の行政上の広報的な事項について市 町村民に報道しなければならない。そしてそれによって市町村民に対して案内者の役をつ とめ、又時によっては指導的な役割も果たすべきであろう。

公民館報は市町村内の主な団体の動きの中から市町村民に知らせた方がよいと思うこと を取上げたり、社会的事件についても市町村の発展と幸福増進に関係ふかい問題は力を用 いて取扱うべきである。

公民館報は郷土の発展のために、健全で聡明な指針を示し、理想的な郷土建設について も方向を与るよう常に努力すべきである。

公民館報は、一部市町村民の意見の発表機関たらしめる様なことなく、常に郷土民の意 志をその紙上に反映せしめて、真に市町村民報たらしめるべきである。

又公民館報は、市町村民のために、常に明るくうるぼいのあるニュースを提供していく ことが肝要である。

公民館報は常に公共性を保って、特定の思想や考え方に偏した記事をかかげそれを押付けるような態度は、厳につつしむべきであって、温直中正で、物事の真相を伝えて郷土民に自由な批判の資料を提供する態度が必要である。

『公民館運営の指針』は「以上書き連らねた様な事柄は、公民館が市町村民のための『公共的』な施設であり、又市町村民全般のために必要な各種の事業を行うところの事業主体であるという性格上からみて、当然考えられることである」としている(長野県公民館運営協議会、1951、46-7)。

このように、長野県公民館運営協議会は、公民館報に国・県ならびに市町村の行政上の広報的な事項だけでなく、市町村のありのままの姿を正直に知らせて、市町村民の生活に関係ふかい知識と情報とを親切に紹介し、市町村の発展と幸福増進、理想的な郷土建設、ひいては民主主義の実現に寄与する役割を求めていると言える。そしてこの役割は、公民館の「市町村民全般のために必要な各種の事業を行うところの事業主体」としての「総合性」からして、「当然考えられる」としている。

この『公民館運営の指針』は1951年に発行されていることに留意したい。1951年は「社会教育法」 が施行されてから2年後である。これについては後述する。

2 「竜丘時報」と竜丘村公民館

2-1 戦前の竜丘時報

「竜丘時報」は、長野県下伊那郡竜丘村で発行されていた。竜丘村は、1889 (明治 22) 年4月に誕生し、昭和 31 年9月には飯田市へ合併した村であった (竜丘自治振興センター「竜丘地区基本構想 2014~2030 年度」)。

拙稿(森谷、2020)で示しているが、飯田市歴史研究所の研究報告「村の新聞『時報』 その役割 2」(2008)によれば、「竜丘時報」は、1930(昭和5)年5月1日に創刊され、1940(昭和15)年10月20日)が最終号となった。発行は月1回で、推定発行号数は126号とされる。竜丘村青年会が編集・発行を行い、A3版で4ないし6ページの「新聞」である。しかし、拙稿で示したように、月1回の発行を目指したものの、発行号数は80号程度である(森谷、2020、83)。

編集作業は、竜丘村青年会の中に編集部・編輯部等の部署が置かれ、一貫して青年会によって発行された(森谷、2020、83-4)。

予算は、青年会予算の他、村内からの寄付と広告料によっており、村行政からの直接的な金銭的支援は受けていなかった(森谷、2020、88)。

そして、内務省や長野県特高警察の新聞統合・新聞統制によって、1940(昭和15)年10月20日の 号を最終号として廃刊となった(森谷、2020、92-6)。

2-2 竜丘村公民館と公民館報

ここでは、竜丘村公民館の館報、すなわち 1956(昭和 31)年 9 月 30 日の飯田市との合併以前の公 民館報を検討する。その際、資料として飯田市竜丘自治振興センターが「館報たつおか」としてアッ プロードしているものを用いる。

2-2-1 竜丘村公民館の設置と組織

『竜丘村誌』によれば、1946(昭和21)年7月5日の公民館設置に係る文部次官通牒の直後、9月 9日、長野県教育民生部長から公民館設置に係る通牒(これについては1-2-1で述べた)があり、「竜 丘村でも当時の中学校長木下右治が中心となって各種団体等に呼びかけ、公民館創設の具体化」が計 られた(竜丘村誌編纂委員会、1968、1152)。その後、1948(昭和 23)年 1 月 17 日、木下の呼びか けに村内各種団体が集まり、公民館設置の最初の打ち合わせ会合が開かれ、設立準備会が立ち上がっ た。同年の3月6日、木下右治を館長、岡村賢作を副館長として竜丘村公民館が設置された(竜丘村 誌編纂委員会、1968、1152)。

竜丘村公民館の館報第1号(1948(昭和23)年3月1日)記事と第2号(1949(昭和24)年5月13 日)に掲載された「竜丘公民館本館組織」(図1)を見ると、事業部として、総務、教養、図書、産 業、保健衛生、芸能、情報(3)の各部が設置された。その後も「事業部」制は継続され、飯田市との 合併まで(4)続いている。

³ 公民館報第1号に掲載された「竜丘村公民館館則」の第5条では、総務部、教養部、図書部、体育部、 保健衛生部、芸能部の6部構成となっており、「情報」は総務部の中に位置付けられている。しかし、同 じ第1号の「竜丘公民館本館組織」では、総務情報部と表記され、他の事業部と同様の扱いとなってお り、混乱が見られる。

⁴ ちなみに、「飯田市公民館条例施行規則」では、第6条で「公民館の事業を効果的に行うため、各公民 館に専門委員会を置く。」としており、「平成 29 年度飯田市公民館活動記録」によれば、各地区公民館 は、2委員会から5委員会の専門委員会を設置し、各専門委員会は4名から24名の委員から構成されて いる。竜丘公民館では、文化委員会(15名)、体育委員会(24名)、広報委員会(11名)、民俗資料保 存委員会(10名)、育成委員会(9名)が構成されている。「事業部」から「委員会」に名称は変わって いるが、住民が公民館事業に深く関与する形は変わっていないと考えられる。



図1 竜丘村公民館昭和24年度役員組織(館報第2号)

2-2-2 竜丘村公民館報の概要と編集体制

竜丘村公民館の館報は、1948(昭和23年)3月1日に第1号が、発行人を館長である木下右治、編集人を情報部として発行されている(図2)。

竜丘村の公民館報は、飯田市との合併まで続く(5)。

第1号は6ページ。第2号は4ページであるが、それ以降は基本的に2ページで構成されている。

⁵ 合併後、公民館報は複雑な経緯を経て「館報たつおか」(発行:飯田市竜丘公民館、編集:竜丘公民館編集委員会)となっている。その概略は、飯田市公民館が発行しつつも市広報と類似する記事が掲載される「飯田市」や「飯田市龍丘版」の名称を持つ発行物を経て、昭和39年6月12日からは「館報たつおか」となり、現在に至っている。しかも、号数は、「飯田市」や「飯田市龍丘版」を含め、1948(昭和23)年の「竜丘公民館」第1号から継続されている。

設置当初、竜丘村公民館は「事業部」制をとっていたことは既述の通りであるが、館報の編集・発 行を行ったであろう情報部、館報編集部、編集部は創刊時から合併まで存在している(表3)。

表3 館報の記事から作成した竜丘村公民館事業部制の変遷

第1号	1948 (昭和23) 年3月1日	総務部、 情報部 、教養部、図書部、産業部、体育部、保健衛生部、芸能部
第2号	1949 (昭和24) 年5月13日	情報部、教養部、図書部、産業部、体育部、保健衛生部、芸能部
第13号	1950 (昭和25) 年4月25日	教養部、産業部、体育部、芸能部、図書部、 情報部 、社会部
第22号	1951 (昭和26) 年8月5日	教養部、芸能部、保健衛生部、体育部、社会部、 情報部 、産業部
第38号	1953 (昭和28) 年5月25日	文化部、産業部、体育部、芸能部、 館報編集部 、図書部
第 54 号	1955 (昭和30) 年5月25日	教養部、社会部、産業部、体育部、視聴覚部、 編集部 、図書部
第60号	1956 (昭和31) 年2月10日	教養部、社会部、産業部、体育部、視聴覚部、 編集部 、図書部

題字下の編集人を各号で追ってみると、表3と整合しない箇所もあるが、表4となる。

表 4 編集人の変遷

名 称	編集人	号 数
「竜丘村公民館」	情報部	第1号(昭和23年3月1日)
「竜丘村」	情報部	第2号(昭和24年5月13日)~第14号(昭和25年5月25日)
「たつおか」	情報部	第 15 号(昭和 25 年 6 月 25 日)~第 26 号(昭和 26 年 12 月 15 日)
「たつおか」	館長	第 27 号(昭和 27 年 2 月 15 日)~第 28 号(昭和 27 年 6 月 25 日)
「たつおか」	情報部	第 29 号(昭和 27 年 6 月 25 日)~第 35 号(昭和 28 年 3 月 27 日)
		第36号、第37号はアップロードされていない
「竜丘村公民館報」	編集部	第 38 号 (昭和 28 年 5 月 25 日) ~第 63 号 (昭和 31 年 8 月 13 日)

このように、竜丘村公民館報の編集は、館報の名称は変化するものの、村民から構成される公民館 事業部(情報部、編集部)によって行われていたと言える。

2-2-3 「初期公民館の総合性」と竜丘村公民館報

図2にみるように、「竜丘村公民館」第1号の一面トップ記事は、村長前島頼輔の「公民館の発足 に当りて」である。その中で前島は、長野県教育民生部長からの公民館設置の通牒(既述)と設置運 営要綱の内容を示している。その長野県からの通牒の内容は、「国民の教養を高めて道義的知識的並 に政治的水準を引き上げ、また町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えると共に科学的思想を普及 して平和産業を進行する基を礎くことは新日本建設のため最も重要な課題と考えられるが、この度郷 土の教育と交友と産業とを一体とする中枢機関として左記要綱に基き市町村の自発的創意と努力によ ってそれぞれ公民館の設置を奨励する」というものである。

この記事に続いて、館長木下の「公民館の誕生」では、「公民館の運営を通じてわれわれは郷土の 政治を民主化し、教育を社会化し、産業を科学化し、体位を向上し、それによってわれわれの郷土に 生活文化を建設することを目標にしたい」としている。

第1号から1年以上経った1949(昭和24)年5月13日に発行された第2号の名称は「竜丘村」に変わっている。しかし、発行人は木下右治で、編集人は情報部、発行所は竜丘村公民館であり、第1号と変化していない。第2号の一面トップは、「昭和24年度村予算について」である。その後、「公

民館事業計画と予算」「公民館からの事業報告」 「論説(村の文化を高めよ)」「分館からの連絡」 「村農業協同組合からの啓発記事」「小中学校だ より」「青年会からの報告」「公民館組織体制の 報告」「農事研究会事業計画」などの見出しが続 く。また、第2号では原稿募集がなされている。 そこでは、「応募内容 論文 随筆 産業 経済 文芸 その他建設的な御意見」と記載されている (図3)。



図3 第2号の原稿募集

1949 (昭和 24) 年 6 月 10 日の第 3 号の見出しは、「農業協同組合長挨拶」から始まり、「論説(今後の文化団体のあり方)」「農業協同組合からの啓発記事」「小中学校だより」「病院・結核手術見学報告」「論説(産児制限の必要性)」「納税申告の周知」「青年会・図書館共催事業への呼びかけ」「公民館保健衛生部からの啓発記事(消化器伝染病)」などが続いている。

この時期の竜丘村公民館が発行している館報は、村行政はもとより村内諸団体・組織に係る「総合的」な記事によって構成されている。

1951 (昭和26) 年7月10日の第21号 (名称は「たつおか」)の記事「村報特別購読申込について」が興味深い(図4)。第20号は1950 (昭和25)年12月25日に発行され、名称は「たつおか」であった。21号発行までに半年以上の期間があった。「村報特別購読申込について」では、この休刊に触れた上で、館報「竜丘村」【正確には「たつおか」】は村報として扱われている。

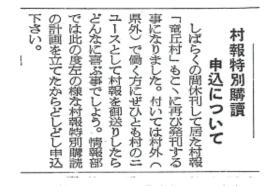


図4 第21号の特別購読申し込み案内

1953 (昭和 28) 年 5 月 25 日の第 38 号から名称が「竜丘公民館報」に変更されている。これについて「編集後記」は次のように記している。

村報「たつおか」を今回から「竜丘公民館報」としたのは、編集の責任が公民館だから、 はっきりさせる為にこうした。題字は教育委員長の手をわずらわして作ったものです。 公民館報は、村民皆様の本当の声を発表すると同時に、村の色々な事をお知らせし、真に 我々の館報として、明るい村作りにやくだつ様努力したい。

「編集後記」のすぐ上には「告知板」欄があり、「館報原稿の募集」が掲載されている(図5)。

ここで募集されているのは、役場、農協、学校などの諸機関から の情報提供や村民からの意見・情報提供である。

ここでは、1948 (昭和23) 年3月の創刊号から1953 (昭和28) 年5月の38号までの具体的な記事を取り上げた。社会教育法の 施行は1949 (昭和24) 年6月であり、これにより公民館は社会教 育の施設として位置づけられたはずであるが、これらの記事は、 社会教育領域に限定された内容ではないことは明らかである。

社会教育法以前の初期公民館期の長野県通牒「町村公民館の設 置並びに運営について」においても、社会教育法の施行から2年



図 5 第38号の原稿募集

後に長野県から示された『公民館運営の指針』においても、公民館の「総合性」が謳われている。こ れに対応するように、竜丘村の公民館報は、社会教育法以前だけでなく、その後も公民館の「総合性」 を反映し、社会教育領域に限定されない「総合的」な記事を掲載し続けていた。

「竜丘時報」と竜丘村公民館報の「連続性」 2-3

2-3-1 「総合性」の「連続性」

公民館運営への青年会の参加・協力については、既述のように「文部次官通牒」や長野県「町村公 民館の設置並びに運営について」でも奨励されていた。ここでは、青年会発行の「竜丘時報」と公民 館報の関係をみる。

まず、「竜丘時報」は、戦後再刊されることはなかった。

拙稿で論じたが、「竜丘時報」は「有保証新聞」であることにこだわった(森谷、2020、89-90)。 「有保証新聞」とは新聞紙法第 12 条に定められた発行保証金を支払った新聞であり、保証金を確保す るために青年たちは努力した。1936年「昭和11年1月30日」号には、紙面構成について触れられ ており、紙面を論壇、産業欄、三面記事、家庭欄、文芸欄などから構成する方針が示されている。日 中戦争下の1937 (昭和12) 年から、戦意高揚を図る見出しが多くなるが、最終号まで、上記方針に沿 った紙面構成となっていた。こうして、青年たちは、「竜丘時報」を「むらの新聞」と認識し、編集・ 発行を行っていた(森谷、2020、90)。

竜丘村公民館報の名称・題字の変遷や図4に見られる「村報」の表記などから、自治体広報紙と公 民館報の未分化を指摘できるものの、既述のように竜丘村公民館報は「総合性」を有していた。「む らの新聞」であろうとした「竜丘時報」に同じ「総合性」をみることができるだろう。その意味で、 「竜丘時報」と竜丘村公民館報の「連続性」を考えることができる。

2-3-2 木下陸奥の指摘にみる「連続性」

「竜丘時報」と竜丘村公民館報の「連続性」について、飯田市竜丘公民館長を14年間勤めた木下陸 奥は述べている。

幸い、地域に生きた先人たちは、その足跡を多くの記録として残しておいてくれた。特に昭和期前半から、太平洋戦争勃発の昭和十五年十月まで(略)物資困窮時代のなか『竜丘時報』として青年会が発刊していた。その経験と力量を生かして、公民館発足当初から「館報たつおか」を丹念に発刊していった(木下、2012、34)。

また別の箇所でも次のように述べている。

しかし、青年会が情熱を燃やしてきた「竜丘時報」の精神は、今日の竜丘の地に生き続けていると考えたい。

それは、【「竜丘時報」廃刊の】五年後、戦争に敗れ、連合国に支配されている中で、新しい国づくりに立ち上がった時、青年会の心を引きづけ、村を動かしていったのが、公民館であった。青年会の精神と実践は、公民館諸事業に併せ「公民館報」へと引き継がれていったのである(木下、2012、86-7 【 】は筆者)。

先に竜丘村公民館設置当初の組織を示したが(図1)、その中の情報部を詳しくみる。他の事業部 と同様に情報部へも青年会の関与があるが、情報部の「分館、学校、役場、組合、一般」の欄に久保 田經男と今村玄吾の名前がある。

久保田經男は、1933(昭和8)年1月25日から1934(昭和9)年1月20日の間、「竜丘時報」の編集兼発行人を務め、最終号(1940年「昭和15年10月20日」号)で、「懐古録(秋空雑記)」として「竜丘時報」を回顧した人物である(森谷、2020)。1977(昭和52)年12月20日に発行された「館報たつおか」150号の「館報30年の変遷」では、久保田の公民館報第1号発行への関与について記載されている。

竜丘公民館が設立されたのは、二十三年三月で、当時竜丘中学校長であった木下右治氏が 初代館長となって、組織づくり活動がはじまった。この時の情報部長であった久保田経男 氏等の手により、第一号が発行された。

図1と図2によれば、竜丘村公民館報創刊時に久保田は情報部長ではなく情報部員であるが、いずれにせよ久保田が公民館報発行に深く関わっていたことは十分に推測される。

今村玄吾も、1935 (昭和 10) 年 1 月 31 日から 1935 (昭和 10) 年 12 月 15 日の間、「竜丘時報」の編集兼発行人を務めた人物である(森谷、2020)。

久保田や今村だけではなく、1940 (昭和 15) 年の「竜丘時報」廃刊時に青年会構成員だった者が、 廃刊から7年後、「竜丘時報」編集・発行の「経験と力量を生かして」 (木下、2012、34) 公民館報 の発行に深く関与したことは、十分に考えられる。

まとめ

戦後の公民館設置に関して長野県は文部省の施策に即応していたが、公民館報の発行状況をみると 市郡によって差がみられた。本稿で論じた竜丘村のある下伊那郡と「その2」で論じる滋野村のある 小県郡では、公民館報を発行している町村の割合に違いが見られ、下伊那郡では公民館報の発行が非 常に多くなっており、逆に小県郡では、市町村報と青年団報の発行に比して公民館報の発行が少なく なっている。

また、長野県における公民館報の発行の意味と役割については、いわゆる初期公民館の「総合性」 を反映させたものであることを「町村公民館の設置並びに運営について」は示していた。社会教育法 施行以降も公民館報の発行の意味と役割は、初期と同じように公民館の「総合性」を反映させたもの であることを『公民館運営の指針』の「公民館報の編集」は示していた。

長野県のこのような状況を踏まえ、竜丘村についてまとめる。

まず、戦前の「竜丘時報」は戦後には再刊されず、竜丘村公民館の設置に伴い公民館報が発行され た。

「竜丘時報」と竜丘村公民館報は密接に接続していたと考えられ、その接続については、二点を指 摘できた。

竜丘村公民館報の発行を支えたのは「竜丘時報」編集・発行の経験と力量をもつ戦前青年会の構成 員であったことを木下の記述などから指摘できた。また、竜丘村公民館報の発行には「情報部」「編 集部」の形で住民が関わっていたことも、少なくとも飯田市合併までについては確認できた。

竜丘村公民館の館報は、初期においては文部次官通牒および長野県通牒に示された公民館の趣旨に 添い、社会教育法施行以降も『公民館運営の指針』の「公民館報の編集」に沿う形で、社会教育施設 の広報紙の枠を越える紙面構成を続けた。つまり、「竜丘時報」が公民館報に接続した要因として竜 丘村公民館および館報の「総合性」を指摘できた(6)。

竜丘村と同様に、戦前に青年会による時報を発行していた長野県小県郡滋野村の時報と公民館報の 接続については「その2 滋野村の事例」で論じることとする。

引用・参考文献

浅岡隆裕(2006)「地域住民による<メディア活動>をどのように捉えるか」『地域メディアの新展 開 CATV を中心として』(林茂樹編著)、中央大学出版会

―(2007)「地域メディアの新しいかたち」『現代地域メディア論』(田村・白水編著)、日 本評論社

上田幸夫・千野陽一(1982)「初期公民館の地域定着過程の研究」『東京農工大学一般教育部紀要』 第19巻

木下陸奥(2012)『地域と公民館―自治への憧憬―』南信州新聞社出版局

⁶ 地域住民による「地域メディアの編集・発行」の視点からすれば、社会教育の枠の中に入ることで、そ の器を確保したといえよう。しかし、同時にそれは、自らに社会教育という枷をかけることでもあったこ とは、拙稿で示している(森谷、2009 森谷、2017)。

国立教育研究所(1974) 『日本近代教育百年史 第8巻 社会教育 2』国立教育研究所 小平千文(2001) 「地域社会と『時報』の発行 — 青年たちの社会改良(変革)の変遷」『信濃[第 3次]』53巻3号、信濃史学会

小林文人(1986)「解説 戦後公民館通史」『公民館史資料集成』エイデル研究所 社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会(1982)『長野県社会教育史』、長野県教育委員会 長野県公民館運営協議会(1951)『公民館運営の指針』長野県公民館運営協議会

森谷 健(2009) 『地域メディアの市民編集の研究―「笠懸公民タイムス」を事例として―』文部科学省科学研究費補助金、基盤研究(C)、研究成果報告書(平成19年度~平成20年度)

----- (2017) 「月刊誌『はこべ』創刊の経緯と基盤的条件—市民編集の地域メディアと地域社会 的文脈—」『群馬大学社会情報学部研究論集』、第 24 巻

----- (2020) 「竜丘時報」の発刊と廃刊―1930 年代のメディア状況及び新聞統合の中の地域メ ディア―」『群馬大学社会情報学部研究論集』、第 27 巻

文部省(1972)『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会

引用·参考 URL

飯田市「公民館条例施行規則」

https://www.city.iida.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/e706RG00000285.html

(最終閲覧:2020年3月26日)

飯田市「平成29年度飯田市公民館活動記録」

https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/life/56130_128013_misc.pdf

(最終閲覧: 2020年3月26日)

飯田市竜丘自治振興センター「竜丘地区基本構想 2014~2030 年度」

http://tatsuoka.nagano.jp/system/wp-content/uploads/tatsuoka_basic_plan_2014-2030.pdf

(最終閲覧: 2020年3月26日)

----「館報たつおか」

http://tatsuoka.nagano.jp/kanpo_tatsuoka/

(最終閲覧:2020年3月26日)

飯田市歴史研究所「村の新聞『時報』、その役割 2」

https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/39/p0120.html

(最終閲覧: 2020年3月26日)

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「文部省次官通牒 公民館の設置運営について」

https://www.nier.go.jp/jissen/book/h22/pdf/k_02.pdf

(最終閲覧:2020年3月26日)

参考資料

文部次官通牒の「公民館設置運営の要綱」と「町村公民館の設置並びに運営について」(『長野県社会教育史』、293-300)の主な異同

文部次官通牒の「公民館設置運営の要綱」 長野県「町村公民館の設置並びに運営について」 二、公民館運営上の方針 (六)公民館は全町村民のものであり、全町村民を対 (六)公民館は郷土振興の基礎を作る機関であっ象として活動するのであるから町村内各種の機関 て、郷土の実情や、町村民の生活状態等に最も適合が之に協力すべきは勿論であるが特に青年層こそ した弾力性のある運営がなされるべきで、決して、新日本建設の推進力となるべきものであるから、此 画一的形式的非民主的な運営に陥らぬように、注意

の施設の設置運営には特に青年層の積極的な参加 が望ましい。

(7) 公民館は郷土振興の基礎を作る機関であって, 郷土の実情や町村民の生活状態等に最も適合した 弾力性のある運営が為されるべきで,決して画一的 形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなけれ ばならない。

しなければならない。

(七)公民館は、以上のような諸点を考慮して、運 営されるのであるが、特に重要なことは、この施設 の運営には、青年会の積極的協力と活動とを要する ことである。公民館は全町村民のものであり、全町 村民を対象として活動するのであるから、町村内各 種の機関がこれに協力すべきは勿論であるが、特に 青年層は、新日本乃至郷土建設の推進力となるべき ものである点から考へて、其の積極的参加が望まし

四、公民館の維持及び運営

(3)公民館事業の運営は公民館委員会が主体となっ て之を行うこと。公民館委員会の委員は町村会議員 の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出 するのを原則とすること。但し其の町村の実情によ っては公民館運営に最も熱意を有し最も適任と思 われる各方面の代表者(町村会議員, 学務委員, 学 校教職員,各種産業団体及文化団体の幹部,其の他 の民間有力者の中から 7 の(2)に記した公 民館設 置準備委員会等に於て適宜話合の上選んでもよい こと。其の人数は凡そ3人乃至8人位が適当と思 われ,其の中に教育者及婦人が含まれていることが 望ましいこと。

(三)公民館事業の運営は公民館委員会が主体とな ってこれを行うこと。公民館委員会の委員は、公民 館運営に最も熱意を有し、最も適任と思われる各方 面の代表者町村会議員の選挙の方法に準じ全町村 民の選挙によって選出するのを原則とすること。但 し其の町村の実情によっては公民館運営に最も熱 意を有し最も適任と思われる各方面の代表者(町村 会議員, 学校教職員、婦人団体、青年団体、産業団 体、労働団体、文化団体、部落会、町内会、隣保班 などの各代表者)及びその他の有力者の中から、7 の(2)に記した公民館設置準備委員会等に於て適宜 話合ひ、または選挙の方法によって選ぶこと。その 人数は凡そ五―八人位が適当と思われ,其の中に教 育者及び青年婦人が含まれていることが望ましい。 又その場合新時代に相応しい新人が登場するよう、 <u>過去の考えに捉われないことが、肝要である。</u>

(5) 公民館長は公民館委員会から選任され其の推 薦によって町村長が嘱託すること。公民館長の任期 は凡そ1年位と定め、教育に理解あり、且衆望のあ る最適任者を選任することに努めること。適任者の 重任は差支えないこと。

(五)公民館長は公民館委員会の選挙によって選出 され、その推薦によって、町村長が嘱託すること。 公民館長の任期は凡そ 1 年位と定め、教育に理解 あり、且衆望のある最適任者を選任することに努め ること。適任者の重任は差支えないこと。